

優良集積所認定制度について

1 制度概要

「優良集積所認定制度」とは、ごみの減量や出し方のルール・マナーの遵守に積極的な取り組みを行っている集積所を「優良集積所」として区が認定する制度です。

認定した集積所には、「優良ごみ集積所」または「優良資源集積所」の標識を掲示し、取り組み事例を広く区民の皆さんにご紹介し、さらなるごみ減量・資源化につなげます。

2 対象となる集積所

おおむね5世帯以上で、継続して半年以上使用している集積所
(マンション等集合住宅の保管場所を含む)

3 認定基準

- (1) ごみ並びに資源の排出の曜日及び時間が守られていること。
- (2) ごみ及び資源の分別が適正になされていること。
- (3) 鳥獣被害等によるごみ及びしげんの飛散等がないこと。
- (4) 清掃等が適正に行われ、清潔な状態が保たれていること。
- (5) 道路の通行上支障のないように使用されていること。
- (6) ごみ集積所の表示板が適切に掲示されていること。
- (7) ごみの減量化又は資源化について、他のごみ集積所の模範となる取組が行われていること。

(例：分別のPR看板を掲示するなど、啓発活動が行われている)

4 申請期間

令和元年11月20日(水曜日)から12月20日(金曜日)まで

5 申請から認定までの流れ

集積所の管理者または代表者からの申請により受け付けます。

- (1) 申請される方は、申請期間中に区の担当へご連絡をお願いします。
- (2) 区の担当職員が現地調査をし、申請された方に「優良集積所認定申請書」をお渡しします。

※各町会・自治会から推薦される場合は、申請書の推薦欄にご記入ください

- (3) 申請書や集積所の調査結果に基づき、中野区優良集積所認定審査会

にて審査・決定します。

6 審査結果のお知らせ及び認定標識のお届けについて

審査結果については、令和2年2月下旬頃、申請された方に書面にてお知らせします。また、優良集積所として認定された集積所については、申請された方に集積所に掲示する認定適合標識を送付します。

なお、優良集積所の所在地と取り組み事例は、区のホームページで公表させていただきます。

【問い合わせ】

中野区環境部ごみゼロ推進課
ごみ減量推進係

電 話：03-3228-5563

FAX：03-3228-5634